

介護サービス事業者 自主点検表

介護老人保健施設における 短期入所療養介護 及び 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称

事業所の所在地
(電話番号)

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

入所者及び利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項、着眼点を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う指導と連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に作成し、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。
なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は短期入所療養介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防短期入所療養介護についても短期入所療養介護の運営基準等に準じて（短期入所療養介護を介護予防短期入所療養介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。
なお、太枠で囲われ、**ゴシック体**で書かれた部分については介護予防短期入所療養介護の事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防短期入所療養介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（介護予防短期入所療養介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください。）。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・「平12老企54」 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
（平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平11厚令37」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成11年3月31日厚生省令第37号）
- ・「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年9月17日付け老企第25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12厚告19」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ・「平12厚告25」 厚生労働大臣が定める基準
（平成12年2月10日厚生省告示第25号）
- ・「平12厚告26」 厚生労働大臣が定める施設基準
（平成12年2月10日厚生省告示第26号）
- ・「平12厚告27」 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
- ・「平12厚告29」 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
（平成12年2月10日厚生省告示第29号）
- ・「平12厚告123」 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
（平成12年3月30日厚生省告示第123号）
- ・「平12老企40」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平18厚劳令35」 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- ・「平18厚劳告127」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- ・「平18-0317001号」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「平13老発155」 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について
（平成13年4月6日老発第155号。厚生労働省老健局長通知）

介護サービス事業者自主点検表

目 次

短期入所療養介護事業

第 1	基本方針	-----	1
第 2	人員に関する基準	-----	1
第 3	設備に関する基準	-----	3
第 4	運営に関する基準	-----	3
第 5	変更の届出等	-----	2 3
第 6	介護給付費の算定及び取扱い	-----	2 3
第 7	その他	-----	4 1

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。</p> <p>ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。</p> </div> <p>(2) 運営規程、パンフレットなど利用者に説明する書面は、法令規則等に則した内容となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指定介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> </div>	<p>法第73条第1項 平11厚令37 第141条</p> <p>平11厚令37 第155条の3</p> <p>法第115条の3第1項 平18厚労令35 第186条</p> <p>平18厚労令35 第204条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法第97条第2項に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>平11厚令37 第142条第1項 第1号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>2 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 利用者に対し適切な短期入所療養介護を提供できるよう、短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 いる・いない</p> <p>(2) 介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしていますか。 いる・いない</p> <p>(3) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所療養介護を提供していますか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。) いる・いない</p> <p>(4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 いる・いない</p> <p>(5) 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。 いる・いない ・非該当(交付金を受けていない場合)</p> <p>※ キャリア・パスとは、職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ることをいいます。</p> <p>ユニット型指定短期入所療養介護における勤務体制の確保</p> <p>(1) 利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 いる・いない</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。 いる・いない ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>(3) 事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供していますか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。) いる・いない</p> <p>(4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 いる・いない</p> <p>(5) 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。 いる・いない ・非該当(交付金を受けていない場合)</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第101条第1項)</p> <p>平11老企25第3の 九の2の(11)準用 第3の六の3の(5)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第101条第2項)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第101条第3項) 介護職員処遇改善 交付金交付要綱等</p> <p>平11厚令37 第155条の10の2 第1項</p> <p>平11厚令37 第155条の10の2 第2項</p> <p>平11厚令37 第155条の10の2 第3項</p> <p>平11厚令37 第155条の10の2 第4項 介護職員処遇改善 交付金交付要綱等</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 介護予防短期入所療養介護事業の人員基準	指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防介護短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができる。	平18厚労令35第187条第2項
第3 設備に関する基準	<p>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。)</p>	<p>平11厚令37第143条第1項第1号</p> <p>平11厚令37第155条の4第1項第1号</p>
介護予防短期入所療養介護事業の設備基準	指定介護予防短期入所療養介護事業者(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者)が指定短期入所療養介護事業者(ユニット型指定短期入所療養介護事業者)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護)の事業と指定介護予防短期入所療養介護(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業(ユニット型指定短期入所療養介護事業)における設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業)における当該基準を満たしているものとみなすことができる。	平18厚労令35第188条第3項 平18厚労令35第205条第2項
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 対象者</p> <p>2 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室において指定短期入所療養介護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第144条</p> <p>平11厚令37第155条準用(第125条)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	<p>居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第126条第2項)
4 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	平11厚令37 第155条準用 (第9条) (老企25第3の一 の3の(2))
5 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第10条)
6 受給資格等の確認	<p>(1) 指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第11条第1項)
	<p>(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護を提供するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第11条第2項) (法第73条2項)
7 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第12条第1項) 平11厚令37 第155条準用 (第12条第2項)
8 心身の状況等の把握	<p>指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第13条)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第15条)
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第16条)
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第19条第1項)
	<p>(2) 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第19条第2項)
12 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第145条第1項
	<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第145条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥ 理美容代 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p> <p>なお、⑦の費用の具体的な範囲については、平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(6) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第145条第3項</p> <p>平成12年厚生省 告示第123号</p> <p>平12老企54</p> <p>平11厚令37 第145条第5項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>1 3 滞在費及び食費</p>	<p>(1) 滞在及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(3) 滞在及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>また、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(4) 滞在費に係る利用料は、滞在環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本としていますか。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室 → 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 多床室 → 光熱水費に相当する額</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>滞在費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み公的助成の有無についても勘案すること。）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p> </div> <p>(5) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(6) 利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の滞在費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針</p> <p>1のイ 1のロ</p> <p>1のハ</p> <p>2のイの(1)の(i)(ii)</p> <p>2のイの(2)の(i)(ii)</p> <p>2のロ</p> <p>3</p>
<p>1 4 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第155条準用(第21条)</p>
<p>1 5 指定短期入所療養介護の取扱い方針</p>	<p>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第146条第1項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 身体的拘束等	<p>(2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第146条第2項</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供することとします。</p> </div>	<p>平11老企25 第3の九の2の(2) の①</p>
	<p>(3) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第146条第3項</p>
	<p>(4) 自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第146条第6項</p>
	<p>(1) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第146条第4項</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 </div>	<p>平13老発155 （身体拘束ゼロへの手引き）</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
17 短期入所療養介護計画の作成	<p>(2) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平13老発155の2・3</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 </div>	<p>平13老発155の5</p>
	<p>(4) 上記(1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第146条第5項</p>
	<p>また、当該記録は主治医が診療録に行っていますか</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11老企25第3の九の2の(2)の②</p> <p>平13老発155の6</p>
	<p>(1) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第147条第1項</p>
	<p>(2) 介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11老企25第3の九の2の(3)の①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 診療の方針	<p>(3) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第147条第2項</p>
	<p>(4) 管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第147条第3項</p>
	<p>(5) 管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第147条第4項</p>
	<p>医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしていますか。</p>	
	<p>① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第148条第1号 平11老企25 第3の九の2の(4)</p>
	<p>② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第148条第2号</p>
	<p>③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第148条第3号</p>
	<p>④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第148条第4号 平11老企25 第3の九の2の(4)</p>
	<p>⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第148条第5号</p>
	<p>⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第148条第6号</p>
<p>⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第148条第7号</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
19 機能訓練	<p>利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第149条
20 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(2) 利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により、1週間に2回以上利用者を入浴させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>ただし、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(5) (1) から (4) に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(6) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第150条第1項</p> <p>平11厚令37 第150条第2項 平11老企25 第3の九の2の(6) ①</p> <p>平11厚令37 第150条第3項</p> <p>平11厚令37 第150条第4項</p> <p>平11厚令37 第150条第5項</p> <p>平11厚令37 第150条第6項</p>
21 食事の提供	<p>(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第151条第1項</p> <p>平11厚令37 第151条第2項</p> <p>平11老企25 第3の九の2の(7) の②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 2 その他のサービスの提供	<p>(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11老企25 第3の九の2の(7)の③
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護における食事の提供</p> <p>(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条の8第1項
	<p>(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条の8第2項
	<p>(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条の8第3項
	<p>(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条の8第4項
	<p>(1) 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第152条第1項
	<p>(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第152条第2項
	<p>指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11厚令37 第155条準用 (第26条)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> </div>	
	2 4 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
25 運営規程	<p>(2) 管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に平成11年3月31日厚生省令第37号の「第10章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>次に掲げる事業運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑦の「その他運営に関する重要事項」にあつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> </div>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第52条第2項)</p> <p>平11厚令37 第153条</p> <p>平11老企25第3の 九の2の(8)</p>
26 定員の遵守	<p>次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）を行ってはいませんか（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設）である指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業所）にあつては、利用者を当該介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設）の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> </div> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第154条 平11厚令37 第155条の11</p>
27 地域等との連携	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第139条)</p>
28 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければなりません。</p> <p>「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせるものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第103条)</p> <p>準用（平11老企 25第3の六の3の (6)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
29 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p style="padding-left: 40px;">また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第118条第1項)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第118条第2項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の六の3の (7)の①)</p> <p>準用(平11老企 25第3の六の3の (7)の③)</p>
30 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第32条)</p>
31 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24 厚労省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第33条第1項)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第33条第2項)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第33条第3項)</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平16.12.24 厚労省)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>3 2 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>3 3 苦情処理</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的を出来る限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等を行うこと。 ウ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督すること。 エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。 オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。 カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模等によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p> <p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与していませんか。 いない・いる</p> <p>(1) 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 いる・いない</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等の措置をいいます。</p> <p>(2) (1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 いる・いない</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 いる・いない</p>	<p>平11厚令37第155条準用(第35条)</p> <p>平11厚令37第155条準用(第36条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3の(23)の①)</p> <p>平11厚令37第155条準用(第36条第2項)</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3の(23)の②)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 4 事故発生時の対応	<p>(4) 提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、質問若しくは照会、及び苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第36条第3項)</p>
	<p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第36条第4項)</p>
	<p>(6) 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第36条第5項)</p>
	<p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第36条第6項)</p>
	<p>(1) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第37条第1項)</p>
	<p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第37条第2項)</p>
	<p>(3) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第155条準用 (第37条第3項)</p>
3 5 会計の区分	<p>(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>準用(平11老企25 第3の一の3の (24)の③)</p> <p>平11厚令37 第155条準用 (第38条)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 6 記録の整備	<p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 短期入所療養介護計画</p> <p>② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 基準第146条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第26条の規程を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第36条第2項の規程を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 基準第37条第2項の規程を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">なお、提供に関する記録には診療録が含まれます。</p> </div>	<p>平13老振18 平11老企25 第3の一の3(25)</p> <p>平11厚令37 第154条の2第1項</p> <p>平11厚令37 第154条の2第2項</p> <p>平11老企25第3の九の2の(10)</p>
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
<p>I ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所</p> <p>1 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35 第196条第1項</p> <p>平18厚労令35 第196条第2項</p> <p>平18厚労令35 第196条第3項 平11老企25 第4の三の9(1)①</p> <p>平18厚労令35 第196条第4項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 指定介護予防短期入所療養介護の 具体的取扱方針	<p>(5) 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11老企25 第4の三の9(1)③
	<p>(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第196条第5項 平11老企25 第4の三の9(1)②
	<p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第197条第1号
	<p>(2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第197条第2号
	<p>(3) 介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11老企25 第4の三の9(2)①
	<p>(4) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第197条第3号 平11老企25 第4の三の9(2)②
	<p>(5) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第197条第4号 平11老企25 第4の三の9(2)③
	<p>(6) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第197条第5号 平11老企25 第4の三の9(2)③
	<p>※ 当該介護予防短期入所療養介護計画は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	平18厚労令35 第194条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 診療の方針	<p>(7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第197条第6号
	<p>(8) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第197条第7号 平11老企25第4の三の9(2)③
	<p>(9) (2)に定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平11老企25第4の三の9(2)①
	<p>医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしていますか。</p>	
	<p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第198条第1号 平11老企25第4の三の9(3)
	<p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況等を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第198条第2号
	<p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第198条第3号
	<p>(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	平18厚労令35第198条第4号 平11老企25第4の三の9(3)
	<p>(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p>	平18厚労令35第198条第5号
<p>(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p>	平18厚労令35第198条第6号	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 機能訓練	<p>(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 いる・いない</p> <p>利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っていますか。 いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第198条第7号</p> <p>平18厚労令35第199条 平11老企25第4の三の9(4)</p>
5 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 いる・いない</p> <p>(2) 利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させていますか。 いる・いない</p> <p>なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めていますか。 いる・いない</p> <p>(3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 いる・いない</p> <p>(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 いる・いない</p> <p>なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換していますか。 いる・いない</p> <p>(5) (1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っていますか。 いる・いない</p> <p>(6) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 いない・いる</p>	<p>平18厚労令35第200条第1項</p> <p>平18厚労令35第200条第2項</p> <p>平11老企25第4の三の9(5)①</p> <p>平18厚労令35第200条第3項</p> <p>平18厚労令35第200条第4項</p> <p>平11老企25第4の三の9(5)②</p> <p>平18厚労令35第200条第5項</p> <p>平18厚労令35第200条第6項</p>
6 食事の提供	<p>(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。 いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第201条第1項 平11老企25第4の三の9(6)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
7 その他のサービスの提供	(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第201条第2項 平11老企25第4の三の9(6)①
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11老企25第4の三の9(6)②
	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11老企25第4の三の9(6)③
	(1) 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第202条第1項
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第202条第2項
II ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 1 提供に当たっての留意事項 2 看護及び医学的管理の下における介護	※ 平18厚労令35第196条から第199条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業について準用します。	平18厚労令35第215条
	(1) 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第211条第1項
	(2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第211条第2項
	(3) 利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第211条第3項
	(1) 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> (2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平18厚労令35第212条第1項 平18厚労令35第212条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 食事	<p>(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか（ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって、入浴の機会の提供に代えることができます。）。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第212条第3項
	<p>(4) 利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第212条第4項
	<p>(5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第212条第5項
	<p>(6) 利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第212条第6項
	<p>(7) 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	平18厚労令35第212条第7項
	<p>(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第213条第1項
	<p>(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第213条第2項
4 その他のサービスの提供	<p>(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第213条第3項
	<p>(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第213条第4項
	<p>(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第214条第1項
	<p>(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第214条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定短期入所療養介護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（短期入所療養介護事業に関するものに限る） ④事業所の指定居宅サービス等基準第142条第1項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別 ⑤建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するもの）並びに設備の概要 ⑥短期入所療養介護を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。）における入院患者または入所者の定員 ⑦事業所の管理者の氏名及び住所 ⑧運営規程 ⑨短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑩役員の氏名及び住所</p> </div>	<p>法第75条</p> <p>施行規則第131条</p>
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費</p>	<p>(1) 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(2) 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>平成12年厚生省告示第26号（厚生労働大臣が定める施設基準）の八のイ、ロの基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のイの基準を満たすものとして県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号の十に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97/100に相当する単位数を算定します。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生省告示第27号の四のイに定める基準に該当する場合は、同告示により算定します。</p> </div>	<p>法第41条第4項 平12厚告19の1</p> <p>平12厚告19の2</p> <p>平12厚告19の3</p> <p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注1</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>(2) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</p>	<p>平成12年厚生省告示第26号（厚生労働大臣が定める施設基準）の八のハの基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のイの基準を満たすものとして県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（平成12年厚生省告示第23号（厚生労働大臣が定める者等）の十五 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <p>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間以上4時間未満 650単位 ・ 4時間以上6時間未満 900単位 ・ 6時間以上8時間未満 1,250単位 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97/100に相当する単位数を算定します。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生省告示第27号の四のイに定める基準に該当する場合は、同告示により算定します。</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注2</p>
<p>(3) ユニットケアに関する減算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第26号の六）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の97/100に相当する単位数を算定していますか。 いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注3</p> <p>平12厚告26の6</p>
<p>(4) 夜勤職員配置加算</p>	<p>上記(1)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は以下のとおり。</p> <p>○ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>ア 指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数（以下「利用者等の数」という。）が41以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。</p> <p>イ 利用者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。</p> <p style="text-align: center;">【ユニット型においても同様の基準】</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注4</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(5) リハビリテーション機能強化加算	<p>夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とします。 1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <p>一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号の十）に適合しているものとして知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>① 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上配置していること。</p> <p>② 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第5号に定める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していること。</p> <p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（介護老人保健施設基準第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者の数を50で除した数以上配置していること。</p> <p>④ 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること。</p> </div>	<p>平12老企40 第2の3の(2) ①</p> <p>平12老企40 第2の3の(2) ②</p> <p>平12厚告19の 別表の9-イ-(1) の注5</p> <p>平12厚告25の10</p>
(6) 個別リハビリテーション実施加算	<p>指定短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該加算は、利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定するものです。</p> </div>	<p>平12厚告19の 別表の9-イ-(1) の注6</p> <p>平12老企40 第2の3の(4)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(7) 認知症ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号の十）に適合しているものとして知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して介護を行った場合は、1日につき76単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p>	平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注7
(8) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>上記(1)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。</p> <p>利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所療養介護の利用を開始した場合に算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>この際、短期入所療養介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>次に掲げる者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始した場合に、当該加算を算定していませんか。</p> <p>ア 病院又は診療所に入院中の者</p> <p>イ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>ウ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用共同生活介護を利用中の者</p> <p>判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録していますか。また、事業所も判断を行った日時、医師名、及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。</p>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注8</p> <p>平12老企40第2の3の(9)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(9) 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、上記(1)については1日につき120単位を、(2)については1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> </div> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。</p>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注9</p>
(10) 送迎加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注10</p>
(11) 従来型個室の利用	<p>次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>② 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者(療養室の面積が8.0㎡以下)</p> <p>③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注11</p>
(12) その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)及び(7)の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、(1)及び(7)の規定による届出があったものとみなします。</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注12</p>
(13) 連続した使用	<p>利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる・該当なし</p>	<p>平12厚告19の別表の9-イ-(1)の注13</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(14) 療養食加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、県知事に届出した上で、別に厚生労働大臣が定める療養食（平成12年厚生省告示第23号の十六）を提供したときは、1日につき23単位を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <p>(1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>(2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>(3) 食事の提供が、別に厚生労働大臣に定める基準（平成12年厚生省告示第25号の八）に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。</p> <p>② 加算の対象となる療養食は、疾患治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食）及び特別な場合の検査食をいうものであること。</p> <p>③ 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>④ 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。ただし、平成21年9月30日までの間は従前の総量7.0g以下の減塩食でも認めるものとする。</p> <p>⑤ 肝臓病食について 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。</p> <p>⑥ 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>⑦ 貧血食の対象者となる利用者等について 療養食として提供される貧血食の対象となる利用者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。</p> </div>	<p>平12厚告19 別表の9のイの (4)</p> <p>平12老企40 第2の3の(11) 準用2の(12)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>(15) 緊急短期入所ネットワーク加算</p>	<p>⑧ 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症（肥満度が＋70%以上又はBMI（Body Mass Index）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p> <p>⑨ 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>⑩ 異質異常症食の対象となる利用者等について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる利用者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号の十一）に適合するものとして県知事に届出した上で、利用者（別に厚生労働大臣が定める者（平成12年厚生省告示第23号の十七）に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき50単位を加算していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号の十一)</p> <p>(1) 他の指定短期入所療養介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービス（指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護をいう。）を受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。</p> <p>(2) サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号の十七）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者 	<p>平12厚告19 別表の9のイの(5) 平12老企40 第2の3の(12) 準用2の(14)</p>
	<p>ア 連携体制の単位は、以下の利用定員等を合計して30以上を確保していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>a 指定短期入所生活介護事業所の利用定員、特別養護老人ホーム等に併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員</p> <p>b 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の入所（入院）者に利用されていない居室（病床）を利用して指定短期入所生活介護又は指定短期入所療養介護の事業を行っている場合は、前年度の1日平均の空床及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用者数</p> <p>イ 連携体制を形成した事業者間において緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>ウ 緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を設けている施設は、24時間相談可能な体制を確保していますか（夜間帯においては、手続の方法や制度の紹介等を行う体制を確保していることとします。）。 いる・いない・該当なし</p>	<p>平12老企40 第2の3の(12) 準用2の(14)の①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>(16) 緊急時施設療養費</p> <p>ア 緊急時治療管理</p> <p>イ 特定治療</p>	<p>エ 緊急短期入所ネットワーク加算を利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>オ 連携体制の確保の観点から、連携施設間で情報の共有、緊急対応に関する事例検討などを行う機会を定期的に設けていますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>カ 緊急短期入所ネットワーク加算の加算対象期間は、原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業者と密接な連携を行い、相談していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>ただし、7日以内に適切な方策が立てられない場合は、その状況を記録した上で加算を引き続き行うことが認められています。</p> <p>緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。</p> <p>1日につき500単位</p> <p>(1) 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>(2) 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>(3) 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。 いる・いない・該当なし</p> <p>緊急その他やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 いる・いない・該当なし</p>	<p>平12老企40 第2の3の(12) 準用2の(14)の②</p> <p>平12厚告19 別表の9のイの(6)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。</p> <p>なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。</p> <p>(5) 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5（加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い）の届出を提出しなければなりません。</p> <p>(6) 勤続年数は、各月の前月の末日地点における勤続年数として いる・いない・該当なし</p> <p>具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p> <p>(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>(8) 同一の事業所において指定介護予防短期療養介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。</p> <p>(9) 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指します。</p>	<p>平12老企40第2の3の(13)の① 平12老企36第1の5</p> <p>平12老企40第2の3の(13)の①</p> <p>平12老企40第2の3の(13)の①</p> <p>平12老企40第2の3の(13)の①</p> <p>平12老企40第2の3の(13)の②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>介護予防短期入所療養介護費</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(2) ユニットケアに関する減算</p>	<p>(1) 事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(2) 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>平成12年厚生省告示第26号（厚生労働大臣が定める施設基準）の五十の基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）九のイの基準を満たすものとして知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号の五十四に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97/100に相当する単位数を算定します。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生省告示第27号の十七のイに定める基準に該当する場合は、同告示により算定します。</p> </div> <p>厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第26号の五十一）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の97/100に相当する単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成12年厚生省告示第26号の五十一</p> <p>① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること</p> </div>	<p>法第53条第2項 平18厚労告127の1</p> <p>平18厚労告127の2</p> <p>平18厚労告127の3</p> <p>平18厚労告127の別表の9-イの注1</p> <p>平18厚労告127の別表の9-イの注2</p> <p>平12厚告26</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>(3) 夜勤職員配置加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は以下のとおり。</p> <p>○ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>ア 指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数（以下「利用者等の数」という。）が41以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。</p> <p>イ 利用者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。</p> <p>【ユニット型においても同様の基準】</p> </div> <p>(2) 夜勤を行う職員の数は、一日平均夜勤職員数とします。</p> <p>一日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第三位以下は切り捨てていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <p>(3) 「認知症ケア加算」を算定している介護老人保健施設の場合にあっては、夜勤職員配置加算の基準は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p>	<p>平18厚労告127の別表の9-1の注3</p> <p>平18-0317001号第2の9の(2)</p>
<p>(4) リハビリテーション機能強化加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号の十）に適合しているものとして知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成12年厚生省告示第25号の十</p> <p>① 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上配置していること。</p> <p>② 介護老人保健施設の運営基準第2条第1項第5号に定める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していること。</p> <p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上配置していること。</p> <p>④ 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること。</p> </div>	<p>平18厚労告127の別表の9-1の注4</p> <p>平12厚告25</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(5) 個別リハビリテーション実施加算	<p>指定介護予防短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>当該加算は、利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定するものです。</p>	<p>平18厚労告127の別表の9-イの注5</p> <p>平18-0317001号第2の9の(4)</p>
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。</p> <p>利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定介護予防短期入所療養介護の利用を開始した場合に算定していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>この際、介護予防短期入所療養介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適切な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らっていますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>次に掲げる者が、直接、介護予防短期入所療養介護の利用を開始した場合に、当該加算を算定していませんか。 いない・いる・該当なし</p> <p>ア 病院又は診療所に入院中の者 イ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ウ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用共同生活介護を利用中の者</p> <p>判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録していますか。また、事業所も判断を行った日時、医師名、及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の指定介護予防短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。</p>	<p>平12厚告19の別表の9-イの注6</p> <p>平18-0317001号第2の9の(8)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(7) 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、上記(6)認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。 いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> </div> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。 いる・いない・該当なし</p>	平12厚告19の別表の9-イの注7
(8) 送迎加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。 いる・いない・該当なし</p>	平18厚労告127別表の9-イの注8
(9) 従来型個室の利用	<p>次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定していますか。 いる・いない・該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>② 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者(療養室の面積が8.0㎡以下)</p> <p>③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> </div>	平18厚労告127別表の9-イの注9
(10) その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、(1)の規定による届け出があったものとみなします。</p> </div>	平18厚労告127別表の9-イの注10
(11) 連続した利用	<p>利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 いない・いる・該当なし</p>	平18厚労告127別表の9-イの注11

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(12) 療養食加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、県知事に届出した上で、別に厚生労働大臣が定める療養食（平成12年厚生省告示第23号の五十）を提供したときは、1日につき23単位を算定していますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>(1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>(2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>(3) 食事の提供が、別に厚生労働大臣に定める基準（平成12年厚生省告示第25号の八）に適合する指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。</p> <p>① 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。</p> <p>② 加算の対象となる療養食は、疾患治療の直接手段として医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食）及び特別な場合の検査食をいうものであること。</p> <p>③ 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>④ 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。ただし、平成21年9月30日までの間は、従前の総量7.0g以下の減塩食でも認めるものとされています。</p> <p>⑤ 肝臓病食について 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。</p> <p>⑥ 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>⑦ 貧血食の対象者となる利用者等について 療養食として提供される貧血食の対象となる利用者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。</p> <p>⑧ 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMIが35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p>	<p>平18厚労告127 別表の9のイの (3)</p> <p>平18-0317001号 第2の9の(10) 準用8の(11)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>(13) 緊急時施設療養費</p> <p>ア 緊急時治療管理</p> <p>イ 特定治療</p>	<p>⑨ 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>⑩ 異質異常症食の対象となる利用者等について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる利用者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。 1日につき500単位</p> <p>(1) 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>(2) 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>(3) 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。 いる・いない・該当なし</p> <p>緊急その他やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 いる・いない・該当なし</p>	<p>平18厚労告127 別表の9のイの (4)</p>
<p>(14) サービス提供体制強化加算</p>	<p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき12単位）の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。 いる・いない・該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ・ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。 <p>ただし、(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）を算定している場合は算定しません。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき6単位）の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。 いる・いない・該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ・ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。 <p>ただし、(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）を算定している場合は算定しません。</p>	<p>平12厚告19 別表の9のイの (5)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>ビス提供体制強化加算（Ⅲ）を算定している場合は算定しません。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき6単位）の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。 いる・いない・該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ・ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。 <p>ただし、(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。</p> <p>(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いていますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。</p> <p>ただし、平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。</p> <p>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となります。</p> <p>なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。</p> <p>(5) 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5（加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い）の届出を提出しなければなりません。</p> <p>(6) 勤続年数は、各月の前月の末日地点における勤続年数としていますか。 いる・いない・該当なし</p> <p>具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p>	<p>平18-0317001号 第2の9の(11)の ① 準用3の(4)④～ ⑥、4の17②③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>(8) 指定介護予防短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士として勤務を行う職員を指します。</p>	<p>平18-0317001号 第2の9の(11)の ②</p>

